

○国家公安委員会告示第十七号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上
空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の
規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年五月二十三日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

国家公安委員会の庁舎

対象施設の敷地	東京都千代田区	霞が関二丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対 象施設周辺地域	東京都千代田区	霞が関一丁目一番から三番まで、霞が関二丁目、霞が関三丁目 一番並びに永田町一丁目一番及び二番
備考		
一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁に備え置いて縦覧に供する。		
二 側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる		

道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。